

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



日時：令和6年2月6日（火）10時30分

場所：むつ市役所 第3会議室

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会 次第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 委員紹介

4. 報 告

- 報告第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポの概要について 1
- 報告第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポの開催準備経過について 5
- 報告第3号 第80回国民スポーツ大会むつ市実行委員会開催推進総合計画 8
- 報告第4号 先催県視察概要 12

5. 議 事

- 議案第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市宿泊基本計画（案） 22
- 議案第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市医事・衛生基本計画（案） 23
- 議案第3号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市医療救護要項（案） 24
- 議案第4号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市防疫対策要項（案） 26
- 議案第5号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市食品衛生対策要項（案） 27
- 議案第6号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市環境衛生対策要項（案） 29

6. 閉 会

《参考資料》

- 〈資料①〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会会則 31
- 〈資料②〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 36
- 〈資料③〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会専門委員会規程 37
- 〈資料④〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障^{しょう}スポむつ市実行委員会組織図 39

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの概要

1 目的

国民体育大会（国民スポーツ大会）は、昭和21年京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から開催されてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から開催されてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年に、第1回大会が開催され、以降、毎年、国体終了後に開催されています。

障害のある選手が競技等を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催都道府県とし、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、及び会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会をはじめ、文部科学省や都道府県・指定都市となります。

3 開催時期、期間

【国民スポーツ大会】

開催時期：令和8年10月10日（土）～10月20日（火）

開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：令和8年10月23日（金）～10月26日（月）

開催期間：4日間

4 大会名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター

国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称「国スポ（こくすぽ）」となります。

○大会名称：「第80回国民スポーツ大会」「第25回全国障害者スポーツ大会」

○愛称：「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

○スローガン：「翔ける未来へ縄文の風に乗って」

翔ける未来へ縄文の風に乗って

- 規定書体デザイン組合せ



- 公式マスコット：「アップリート君」



5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

〈正式競技〉 37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

- 毎年実施競技（36 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

- 隔年実施競技（1 競技）

ボクシング、クレール射撃のうち青森大会ではクレール射撃を実施

〈特別競技〉 1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）

〈公開競技〉 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

〈デモンストレーションスポーツ〉 38 競技

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの（種別・年齢等）で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技

【全国障害者スポーツ大会】

〈正式競技〉 14 競技

個人 競技	競技名	障害種別	団体 競技	競技名	障害種別
	陸上競技	身・知		バスケットボール	知
	水泳	身・知		車いすバスケットボール	身
	アーチェリー	身		ソフトボール	知
	卓球(サウンドテーブルテニス含む)	身・知・精		グランドソフトボール	身
	フライングディスク	身・知		フットソフトボール	知
	ボウリング	知		バレーボール	身・知・精
	ボッチャ	身		サッカー	知

〈オープン競技〉 3 競技

競技名	障害種別
ブラインドテニス	身
ファイン・ボール	身
デフボウリング	身

第80回国民スポーツ大会むつ市開催予定競技

■正式競技

	競技・種目名	種別	開催予定施設
1	ローイング	全種別	大湊特設ローイング会場 (海上自衛隊大湊地方総監部敷地内)
2	バスケットボール	成年女子	むつマエダアリーナ
3	セーリング	全種別	大平マリーナ
4	フェンシング	全種別	むつマエダアリーナ



【競技別会期】

競技名	競技別会期
セーリング	令和8年 9月 4日(金)～ 9月 7日(月)
ローイング	令和8年 9月10日(木)～ 9月13日(日)
フェンシング	令和8年10月10日(土)～10月13日(火)
バスケットボール	令和8年10月15日(木)～10月18日(日)

■デモンストレーションスポーツ

	競技・種目名	開催予定施設
1	フライングディスク	しもきた克雪ドーム及びびウェルネスはらっばる

【会期】 令和8年7月(予定)



第25回全国障害者スポーツ大会むつ市開催競技

■正式競技

	競技名	障害区分	開催予定施設
1	バスケットボール(男・女)	知的	むつマエダアリーナ

【競技別会期】

競技名	競技別会期
バスケットボール	令和8年10月23日(金)～10月26日(月)



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会を開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
	1	会場地市町村第二次選定 【ボート、セーリング】
	1	青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	「福井しあわせ元気国体2018」視察
	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 【フライングディスク】

年 度	月	内 容
令和元年度	6～ 1	中央競技団体正規視察（4競技） 【セーリング(6月)】 【フェンシング(8月)】 【ボート(10月)】 【バスケットボール(1月)】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催 (書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催 (書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催 (書面決議)
	10	「いちご一会とちぎ国体」視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催（R5.1.30）
令和5年度	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催（R5.5.19）
	7	日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の令和8年青森県開催正式決定（R5.7.20）
	8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催 (R5.8.31)
	9	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回総会を開催 (R5.9.13)
	10	「燃ゆる感動かごしま国体」視察

年 度	月	内 容
令和5年度	12	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿児島市、いちき串木野市、垂水市） 「SAGA2024国スポ障スポ」リハーサル大会フェンシング競技視察（佐賀市）
	1	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿屋市）

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画

1. 趣旨

第80回国民スポーツ大会（青の煌めき^{きら}あおもり国スポ）の成功に向け、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、地域資源を活かしたむつ市の魅力を発信する大会とするため、むつ市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につながる。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青森国スポの開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することと、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通公共機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期すため、警察・消防その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

3. 年次計画

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画の年次計画は別表のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定		中央競技団体最終視察 リハーサル大会	第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者 スポーツ大会
準備組織	準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置開催 競技式典専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会
総務企画財務	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整			
		開催推進総合計画 策定・進行管理			
		協賛金取扱要項策定	協賛の推進		
	リハーサル大会 開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会予算 執行・決算	
	大会経費検討			大会予算編成	大会予算 執行・決算
			識別用品整備要項作成	リハーサル大会識別用品整備	大会識別用品整備
			遺失物・拾得物取扱要項作成	リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施
			保険加入要項作成	リハーサル大会保険加入	大会保険加入
広報	市ホームページ情報提供		実行委員会ホームページ 開設・運営		
		広報基本計画策定	広報啓発活動の推進		
			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
		ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・要請	大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア配置
			リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	リハーサル大会 ボランティア配置	
観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付
			案内所・休憩所等 設置運営要項作成	リハーサル大会 案内所・休憩所等設置	案内所・休憩所等設置
			売店設置運営要項作成	リハーサル大会売店設置	売店設置

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
		令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
競技式典関係	競技		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技用具整備計画調査・検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備		
		競技役員編成案調査・検討				競技役員編成・委嘱
競技会係員・補助員編成案調査・検討				競技会係員・補助員編成案決定	競技会係員・補助員編成・委嘱	
リハーサル大会実施検討		リハーサル大会開催基本計画策定	競技別リハーサル大会実施要項作成	リハーサル大会実施		
デモスポ開催競技実施検討				デモスポ実施要項策定	デモスポ実施	
			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置	
	式典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技開閉式・表彰式実施
			炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・要項作成	炬火イベント実施	
	施設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 大会会場設営仕様書策定	大会会場設営
		競技施設整備の実施				
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置
		仮配宿シミュレーション		弁当調達要項作成	リハーサル大会弁当調達実施	大会配宿実施 大会弁当調達実施
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成	救護所設置計画作成
		防疫対策要項作成	感染対策マニュアル作成	リハーサル大会救護所設置計画作成	リハーサル大会救護所設置	
		食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成			
		環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施マニュアル作成			
輸送交通関係	輸送交通		輸送・交通基本計画策定			輸送本部設置
			輸送・交通業務対策要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
		駐車場等調査・確保	リハーサル大会輸送計画作成	リハーサル大会輸送計画実施		
	警備消防		警備・消防防災基本計画策定	警備・消防実施要項作成	警備・消防計画作成	警備・消防本部設置
			リハーサル大会警備・消防計画作成	リハーサル大会警備・消防本部設置		

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察概要

大会概要

当初、令和2年に第75回国民体育大会・第20回障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、令和5年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。愛称は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」となる。

会期

【国民体育大会（正式競技、特別競技）】

○会期前競技：令和5年9月16日～9月24日

○本会期：令和5年10月7日～10月17日

【全国障害者スポーツ大会】

○令和5年10月28日～10月30日

視察先

【国民体育大会】

視察競技	視察期間	視察先
ローイング	9/22～9/24	鹿屋市
セーリング	10/10～10/11	鹿児島市
フェンシング	10/10～10/11	垂水市
バスケットボール(成年女子)	10/12	始良市

【全国障害者スポーツ大会】

視察競技	視察期間	視察先
バスケットボール(知的)	10/29	始良市

視察内容

I 総務企画関係

○ 歓迎装飾



横断幕 (鹿屋市)



交通機関案内看板 (鹿児島中央駅)



手作りのぼり旗 (始良市)



階段装飾 (鹿児島空港)

○ 識別用品



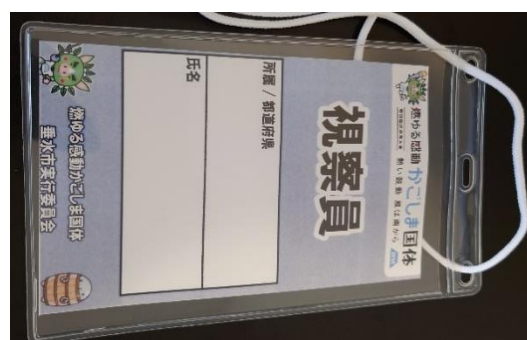
ベスト、帽子 (鹿屋市)



ウィンドブレーカー、帽子 (鹿児島市)



視察員用ベスト (鹿児島市)



AD カード (垂水市)

○おもてなし・売店



ガネ天・かるかんふるまい（鹿屋市）



高校生によるふるまい（始良市）



売店（鹿児島市）



茶ぶし味噌・かるかん・箸ふるまい
（始良市障スポ）

○啓発物品



鹿屋市



始良市

○その他



実行委員会車両（鹿屋市）



国体ポロシャツ着用駅員（鹿児島市）

Ⅱ 宿泊衛生関係

○ 幹旋弁当



カンパチ弁当（鹿児島市）

○ 救護



救護所（鹿児島市）

Ⅲ 輸送交通関係

○ 交通看板



鹿児島市

○ 計画バス時刻表



鹿屋市



垂水市

IV 競技会動員関係

○ 競技会係員（市職員）



総合受付（垂水市）



表彰式準備（垂水市）



A Dカードチェック（鹿屋市）



環境美化（鹿児島市）

○ 競技会補助員・ボランティア



ドリンクコーナー（鹿児島市）



総合案内所（垂水市）



弁当引換所（鹿屋市）



表彰式（鹿屋市）

V 競技式典関係

○ローイング



会場前看板



休憩所



本部棟



ビジョンカー中継



発艇（スタート）



観戦スタンド



表彰式



○セーリング



会場案内図



ディンギーバース（艇置場）



スロープ



浮棧橋・救助艇



休憩所・観覧席



チャイルドルーム



表彰式



○フェンシング



仮設通路



選手控所



応援装飾



競技会場



審判器



表彰式



○バスケットボール（成年女子）



歓迎装飾



会場内装飾



競技会場

組	対戦相手	結果
1組	山形県	対戦相手
2組	北海道	対戦相手
3組	宮城県	対戦相手
4組	岩手県	対戦相手
5組	秋田県	対戦相手
6組	青森県	対戦相手
7組	山梨県	対戦相手
8組	長野県	対戦相手
9組	新潟県	対戦相手
10組	富山県	対戦相手
11組	石川県	対戦相手
12組	福井県	対戦相手
13組	山梨県	対戦相手
14組	長野県	対戦相手
15組	新潟県	対戦相手
16組	富山県	対戦相手
17組	石川県	対戦相手
18組	福井県	対戦相手

組合せ表



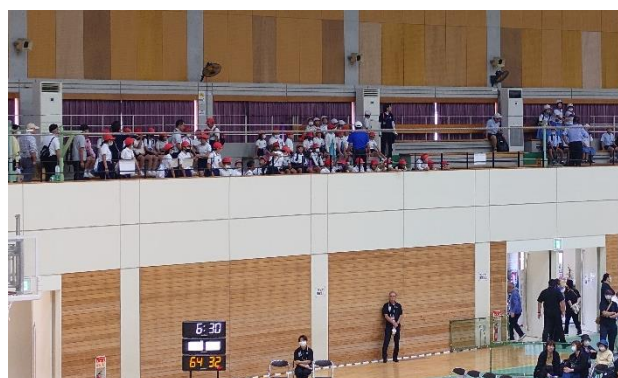
ふるまいコーナー・売店



休憩所



ふるまい品（どら焼き、蒲生和紙バッグ）



学校観戦

○バスケットボール（知的）



看板、横断幕



受付・案内所（関係者用）



歓迎装飾（モザイクアート）



選手控室



情報保障席



競技会場



表彰式

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

（1）宿舎

- ① 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

（2）配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ③ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- ④ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（3）土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

（4）会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

（5）健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

（ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者

（エ）その他市実行委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

（6）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措

置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4）宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（5）衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保を図る。

（6）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（7）動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号
に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図

